

# 第14回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領

平成26年3月20日制定

平成27年5月24日改正

平成27年6月19日改正

## 1 目的

第14回全日本ホルスタイン共進会（以下「共進会」という。）において、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という）の規定に基づき、家畜伝染性疾病の発生予防のための措置及び疾病発生時における適切な衛生対策を実施し、出品牛の健康管理と会場の衛生管理の徹底を図ることにより、共進会の円滑な運営に資するものとする。

## 2 基本方針

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会（以下「主催者」という。）は、目的を達成するため、北海道の指導・監督のもとに、次の事項を遵守するものとする。

### （1）発生予防対策

出品予定牛の衛生検査と予防注射の適切な実施

### （2）衛生管理

ア 出品牛の搬入及び搬出時における適切な衛生対策の実施

イ 共進会場及び関係施設の衛生管理の徹底

ウ 出品牛の健康管理と疾病治療の適切な実施

## 3 実施内容

出品牛は、次に定める衛生条件を満たしていること。なお、検査及び予防注射の実施期間は別表のとおりとする。

### （1）出品牛の衛生条件の確認

ア 出品牛は次の家畜伝染病の検査を受検し、健康を確認していること。

#### （ア）結核病

搬入基準日以前1年以内に、ツベルクリン検査皮内注射法により健康を確認すること。

#### （イ）ブルセラ病

搬入基準日以前1年以内に、急速凝集反応法による検査（陽性の場合は家畜伝染病予防法施行規則別表第一に定める確定検査）を実施し、健康を確認すること。

#### （ウ）ヨーネ病

搬入基準日以前3ヶ月以内に、スクリーニング法による検査（陽性の場合は家畜伝染病予防法施行規則別表第一に定める確定検査）を実施し、健康を確認すること。

なお、出品牛は、国が定めた「牛のヨーネ病防疫対策要領」（以下「要領」という。）に基づくカテゴリーⅠの農場で飼養されていることを原則とし、カテゴリーⅡの農場から出品する場合には、次の条件を満たしていること。

a 当該農場の患畜最終発生から6ヶ月が経過していること。

b 最低3ヶ月の間隔を空けた2回以上の抗原検査（リアルタイムPCR法又は培養検査法）により、健康が確認されていること。（2回目の検査は搬入基準日以前6ヶ月以内に実施すること。）

（注1）「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、要領第3の規定により

予防対策が講じられ、かつ要領第4の(1)に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。また、「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、要領第5に規定する発生確認時の防疫措置又は要領第6に規定するまん延防止対策を講じている農場をいう。

- イ 出品牛は、搬入基準日以前3週間以上6ヶ月以内の間において、炭疽、牛流行熱、イバラキ病及びアカバネ病の予防注射を実施していること。ただし、牛流行熱はこの期間内に4週間以上空けて注射を2回実施すること。
- ウ 出品牛は、搬入基準日以前3週間以上6ヶ月以内の間において、牛呼吸器病の5種混合生ワクチン又は6種混合ワクチンの予防注射を実施していること。  
(注2)「5種混合生ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の混合生ワクチンをいう。また、「6種混合ワクチン」とは、牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢粘膜病1型・2型、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス病及び牛アデノウイルス病の混合ワクチンをいう。
- エ 出品牛は、搬入前に真菌症等の皮膚病及びイボ等の体表(乳房含む)の異常がないことを確認していること。罹患牛は、他の牛への感染の恐れがあることから出品を認めない。

## (2) 出品牛の共進会場搬入時の衛生対策

- ア 主催者は、北海道の家畜衛生担当者の指導のもとに、出品牛の搬入時に別紙様式に基づく証明書(家伝法第8条に基づく証明書の場合は添付)の提出を求めるとともに、健康状態を確認して搬入を認めるものとする。
- イ 主催者は、都道府県家畜衛生担当者の協力を得て、搬入基準日前3カ月以内の間に、当該出品牛の飼養地域での重大な疾病発生の有無についての把握に努めるとともに、発生の情報があった場合には、北海道と協議の上、地域を定め牛の搬入を認めないことができるものとする。
- ウ 主催者は、出品牛の輸送に使用した車輛等は、北海道の家畜衛生担当者の指示により、消毒を実施するものとする。

## (3) 出品牛の共進会開催時の衛生対策

- ア 主催者は、共進会場内に家伝法第12条に基づく家畜診断所、隔離所、汚物だめ等、伝染性疾病の発生予防に必要な施設を設置するものとする。
- イ 家畜診断所には主催者が獣医師を常駐させ、北海道の家畜衛生担当者の指導・監督のもと、必要な検査、診断等を行うとともに、出品牛の搬入・搬出時、その他必要と認められる場合には消毒を行うものとする。
- ウ 家畜伝染病が発生した場合には、家伝法の定めるところにより防疫処置を実施することとする。
- エ 出品牛の診療については、家畜診断所の獣医師を診療業務に従事させるものとする。また、家畜診断所所属以外の獣医師が診療した場合には、診療報告書を家畜診断所に提出するものとする。

## 4 その他

その他必要事項は、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び各都道府県家畜衛生担当課の指導のもと、関係機関と協議のうえ決定するものとする。

(別 表)

### 出品牛に係る家畜伝染病検査及び予防注射の実施期間について

出品牛は、次に定めるとおり家畜伝染病の検査及び予防注射を実施し、健康を確認すること。  
なお、「搬入基準日」とは、共進会開催前日の平成27年10月22日とする。

区分	疾病名	検査又は予防注射を実施する期間
検 査	結核病	搬入基準日以前1年以内 → 平成26年10月23日以降
	ブルセラ病	搬入基準日以前1年以内 → 平成26年10月23日以降
	ヨーネ病 (カテゴリーⅠ)	搬入基準日以前3ヶ月以内 → 平成27年7月23日以降
	ヨーネ病 (カテゴリーⅡ)	2回目の検査の実施時期 搬入基準日以前6ヶ月以内 → 平成27年4月23日以降 (注) 1回目の検査から最低3ヶ月の間隔を空けること
予 防 注 射	炭疽 牛流行熱 イバラキ病 アカバネ病	搬入基準日以前3週間以上6ヶ月以内の間 → 平成27年4月23日以降同年10月1日まで の間。 (注) 牛流行熱は、この期間内に4週間以上空けて注射を 2回実施すること
	牛呼吸器病	搬入基準日以前3週間以上6ヶ月以内の間 → 平成27年4月23日以降同年10月1日まで の間